

○ 放送受信事業（NHK受信料補助）

NHKから制度を引き継いでから30年以上が経過し、住宅防音工事を行うことにより、聴き取りにくさの改善に努めています。

平成23年度には、会計検査院から防衛大臣あてに、指定基準を見直すなどして、透明性を十分に確保するように意見が表示されました。平成28年度決算検査報告においても掲記され、本年11月8日に会計検査院長から総理大臣へ手交されております。

このため、放送受信事業対象者における住宅防音工事の実施状況毎に、一部見直しを行いたいと考えています。（千歳飛行場、三沢飛行場、横田飛行場、厚木飛行場、小松飛行場、岩国飛行場、新田原飛行場等の本土16施設）（参考：国土交通省管理の飛行場については、補助制度を平成25年に廃止）

- 平成30年8月31日をもって住宅防音工事が完了した世帯については助成を終了
- 平成30年9月1日から一部住宅防音工事を実施した世帯については助成額を半額にし、平成36年3月31日をもって助成を終了
- 平成30年3月31日をもって助成対象区域の事業所及び新規転入者への助成を終了

【参考】1 契約当たりの補助額について

- ・ 本土6,995円（放送受信料のうち、地上放送分の口座振替額（12か月前払）の半額に相当する額）